証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2025年10月七十七証券株式会社

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

第3条 (総合取引の申込)

 $(1)\sim(3)$

(現行どおり)

(4) お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(現行どおり)

第3条 (総合取引の申込)

 $(1)\sim(3)$

(省 略)

IB

(4) お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(5)

(省 略)

第3章外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

(1)

(5)

(現行どおり)

新

(2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場 における売買その他の取引(以下、「国内委託取 引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次 ぐ方法により

我が国以外で執行する

取引(以下、 「外国取引」といいます。)および外国証券の国 内における店頭取引(以下、「国内店頭取引」と いいます。)ならびに外国証券の当社への保管(当 該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外 国証券に表示されるべき権利について券面を発 行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行さ れていない場合における当該外国証券に表示さ れるべき権利(以下、「みなし外国証券」といい ます。) である場合には、当該外国証券の口座に 記載または記録される数量の管理を含む。以下同 じ。) の委託については、この約款に掲げる事項 を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行う ものとします。

第7条 (配当等の処理)

 $(1)\sim(7)$

(現行どおり)

(8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金 等の支払いを開始する日として指定した日から 5年を経過してもなお受領されないときは、決済 会社および当社はその支払義務を免れるものと します。

第1節 総 則 第1条(約款の趣旨)

(1)

(省 略)

IB

お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場 (2)における売買その他の取引(以下、「国内委託取 引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国 以外の金融商品市場(店頭市場を含みます。以下 同じ。)に取次ぐ取引(以下、「外国取引」といい ます。) および外国証券の国内における店頭取引 (以下、「国内店頭取引」といいます。) ならびに 外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に 係る準拠法において、当該外国証券に表示される べき権利について券面を発行しない取扱いが認 められ、かつ、券面が発行されていない場合にお ける当該外国証券に表示されるべき権利(以下、 「みなし外国証券」といいます。) である場合に は、当該外国証券の口座に記載または記録される 数量の管理を含む。以下同じ。)の委託について は、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断 と責任においてこれを行うものとします。

第7条 (配当等の処理)

 $(1)\sim(7)$

(省 略)

(新 設)

新

第8条 (新株予約権等その他の権利の処理)

 $(1)\sim(4)$

(現行どおり)

⑤ 上記①イ、②および③により売却処分した代金については、前条(1)②イならびに同条(2)から(5)までおよび(7)の規定に準じて処理<u>するものとし、同条(8)の規定はその支払いについて</u> 準用します。

⑥ (現行どおり)

第23条 (取引残高報告書の交付)

(1) (現行どおり)

- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) (現行どおり)

附則 (令和7年10月1日)

- (1) 第7条(8) (第8条⑤において準用する場合を含む。) の改正は、令和12年10月1日より施行します。
- (2) 改正後の第7条(8)(第8条⑤において準用する 場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日 より前の日を支払いを開始する日として指定し た配当金等(同号において準用する場合にあって は、同条①イ、②および③により売却処分した代 金)についても適用します。

IΗ

第8条 (新株予約権等その他の権利の処理)

 $(1)\sim(4)$

(省 略)

⑤ 上記①イ、②および③により売却処分した代金 については、前条(1)②イならびに同条(2)から (5)までおよび(7)の規定に準じて処理します。

⑥ (省略)

第23条 (取引残高報告書の交付)

(1) (省略)

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客さまは、当社が お客さまに対して契約締結時交付書面を交付する ことが法令により義務付けられていない場合につ いては、法令に定める場合を除き、取引に係る受 渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受ける ものとします。

(3) (省略)

(新 設)

第 13 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資お よび特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適 用を受けるためには、当社に対して租税特別措置 法第37条の14第5項第1号、第10項およ び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既 に当社以外の証券会社または金融機関において 非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税 口座を開設しようとする場合には、「非課税口座 開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課 税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載 事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以 下「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記 載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課 税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知 書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届 出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載 事項、既に当社に非課税口座を開設している場合 で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場 合には、<u>「勘定廃止通知書」、「</u>非課税口座廃止通 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適 用を受けるためには、当社に対して租税特別措置 法第37条の14第5項第1号、第10項およ び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既 に当社以外の証券会社または金融機関において 非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税 口座を開設しようとする場合には、「非課税口座 開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」 または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口 座を開設している場合で当該非課税口座に勘定 を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止 通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出い ただくとともに、当社に対して租税特別措置法施 行規則第18条の15の3第19項において準用 する租税特別措置法施行規則第18条の12第3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当 該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、 住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法 新 旧

知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項)をご提出またはご提供いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

- (2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設 定を行う場合は、「勘定廃止通知書」、「非課税口 座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の 記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非 課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通 知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設 届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記 <u>載事項を提出または提供する場合</u>について、非課 税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」 といいます。)または特定累積投資勘定もしくは 特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以 下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日 から再開設年または再設定年の9月30日まで の間に提出または提供してください。また、「非 課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記 載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知 書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記 載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」 が提出される場合または非課税口座廃止通知書 記載事項の電磁的方法による提供がされる場合 において、当該廃止通知書の交付または当該非課 税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となっ た非課税口座において、当該非課税口座を廃止し た日の属する年分の特定累積投資勘定または特 定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行わ れていた場合には、当該非課税口座を廃止した日 から同日の属する年の9月30日までの間は当 該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載 <u>事項</u>を受理することができません。
- (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課

施行令第25条の13第<u>32</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

当社での再開設、および他金融機関からの変更設 定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」また は「勘定廃止通知書」について、非課税口座を再 開設しようとする年(以下「再開設年」といいま す。) または特定累積投資勘定もしくは特定非課 税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設 定年」といいます。)の前年 10月1日から再開 設年または再設定年の9月30日までの間に提 出してください。また、「非課税口座廃止通知書」 が提出される場合において、当該廃止通知書の交 付の基因となった非課税口座において、当該非課 税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投 資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等 の受入れが行われていた場合には、当該非課税口 座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することが できません。

(3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非 課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」 が添付されている場合を除き、当社および他の証 券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出 書」の提出をすることはできません。 新 IB

税口座開設届出書」の提出をすることはできませ ん。

(4)(現行どおり)

- (5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた 場合で、その提出を受けた日において次の各号に 該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法 第37条の14第5項第10号に規定する「非課 税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法によ り非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。
 - $(1)\sim(2)$ (現行どおり)
- (6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を 他の証券会社もしくは金融機関に設けようとす る場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定が設けられる日の属す る年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月30日までの間に、租 税特別措置法第37条の14第13項に規定する 「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してく ださい。なお、当該変更届出書が提出される日以 前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非 課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われて いた場合には、当社は当該変更届出書を受理する ことができません。

なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに 非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定が既に設けられている 場合には当該特定累積投資勘定または特定非課 税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法 第37条の14第5項第9号に規定する「勘定 廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定 廃止通知書記載事項を提供します。

第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)

- (1) (現行どおり)
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内 の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年 の中途において提出された場合における当該提 出された日の属する年にあっては、その提出の 日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非 課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載 事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」およ び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが 提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載が された「非課税口座開設届出書」が提出された場 合または電磁的方法による廃止通知書等記載事 項が提供された場合は、所轄税務署長から当社に お客さまの非課税口座の開設または非課税口座 への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提 供があった日(特定累積投資勘定を設定しようと する年の1月1日前に提供があった場合には、 同日) において設けられます。

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株 第5条の4) 式等の範囲)

(4) (省 略)

当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた 場合で、その提出を受けた日において次の各号に 該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法 第37条の14第5項第10号に規定する「非課 税口座廃止通知書」を交付します。

 $(1)\sim(2)$ (省 略)

(6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を 他の証券会社もしくは金融機関に設けようとす る場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定が設けられる日の属す る年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月30日までの間に、租 税特別措置法第37条の14第13項に規定する 「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してく ださい。なお、当該変更届出書が提出される日以 前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非 課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われて いた場合には、当社は当該変更届出書を受理する ことができません。

なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに 非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定が既に設けられている 場合には当該特定累積投資勘定または特定非課 税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法 第37条の14第5項第9号に規定する「勘定 廃止通知書」を交付します。

第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)

- (1) (省 略)
- (2)前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内 の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年 の中途において提出された場合における当該提 出された日の属する年にあっては、その提出の 日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」 または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、 所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座 の開設または非課税口座への特定累積投資勘定 の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積 投資勘定を設定しようとする年の 1月1日前に 提供があった場合には、同日) において設けられ ます。

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株 式等の範囲)

ΙH

- (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定 非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式 等(当該非課税口座が開設されている当社の営業 所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、 または当該営業所に保管の委託がされるものに 限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出を したお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得を した上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置 法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得 をした同項に規定する特定新株予約権に係る上 場株式等および<u>同条</u>(2)に掲げるものを除きま す。)のみを受け入れます。
 - ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日 の属する年の12月31日までの間に当社への 買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次 ぎまたは代理を含みます。) により取得をした 上場株式等、当社から取得した上場株式等、当 社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当 するものに限ります。)により取得をした上場 株式等または租税特別措置法施行令第 25 条 の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その 取得後直ちに非課税口座に受け入れられるも ので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の 代価をいい、払込みにより取得をした上場株式 等についてはその払い込んだ金額をいいま す。) の合計額が240万円を超えないもの(当 該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受 け入れた場合において、次に掲げる場合に該当 することとなるときにおける当該上場株式等 を除く。)

イ~ロ (現行どおり)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項 において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- (2) 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で</u>次の各号に定める<u>もの</u>を受け入れることができません。

①~③ (現行どおり)

第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(1)~(3) (現行どおり)

(4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定

- (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定 非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式 等(当該非課税口座が開設されている当社の営業 所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、 または当該営業所に保管の委託がされるものに 限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出を したお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得を した上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別 措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて 取得をした同項に規定する特定新株予約権に係 る上場株式等および(2)に掲げるものを除きま す。)のみを受け入れます。
 - ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日 の属する年の12月31日までの間に当社への 買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次 ぎまたは代理を含みます。) により取得をした 上場株式等、当社から取得した上場株式等また は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引 法第2条第3項に規定する有価証券の募集に 該当するものに限ります。)により取得をした 上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に 受け入れられるもので、受け入れた上場株式等 の取得対価の額(購入した上場株式等について はその購入の代価をいい、払込みにより取得を した上場株式等についてはその払い込んだ金 額をいいます。)の合計額が 240 万円を超え ないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管 理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる 場合に該当することとなるときにおける当該 上場株式等を除く。)

イ~口 (省略)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項 において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場 株式等を受け入れることができません。

①~③ (省略)

第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(1)~(3) (省略)

(4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定

新 |

非課税管理勘定に受け入れなかったものであっ て、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当 該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座 から他の保管口座への移管による払出しがあっ たものとみなされるものを含みます。)には、当社 は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)によ る払出しがあった場合には、当該相続または遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 であった上場株式等を取得した者)に対し、当該 払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37条の14第4項に規定する払出し時の金額お よび数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 およびその事由が生じた日等を書面または電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条の5 (非課税口座の開設について)

(1) (現行どおり)

2028年 10月1日以後、当社がお客さまから (2)「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通 知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通 知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通 知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当し ないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方 法による廃止通知書等記載事項の提供がされた 場合または廃止通知書等記載事項の記載がされ た「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、 当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税 口座の開設または非課税口座への特定累積投資 勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特 定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非 課税口座に設定いたしますが、当社においては、 所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資 勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の 提供があった日まで、お客さまからの上場株式等 の買付け等に係る注文等を受け付けないことと いたします。

非課税管理勘定に受け入れなかったものであっ て、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当 該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座 から他の保管口座への移管による払出しがあっ たものとみなされるものを含みます。)には、当社 は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)によ る払出しがあった場合には、当該相続または遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 であった上場株式等を取得した者)に対し、当該 払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37条の14第4項に規定する払出し時の金額お よび数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 およびその事由が生じた日等を書面または電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法により通知いたします。

lΗ

第9条の5 (非課税口座の開設について)

(1) (省略)

(2) 2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第 14 章 未成年者口座および課税未成年者口座開 設に関する約款

(下線部分変更)

新	IB
第2条 (未成年者口座廃止届出書の提出)	第2条 (未成年者口座 <u>開設</u> 届出書 <u>等</u> の提出)
<u>(削 除)</u>	(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の
	適用を受けるためには、当社に対して租税特別措
	置法第37条の14の2第5項第1号および同
	条第 12 項に基づき 「未成年者非課税適用確認書
	の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または
	「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非
	課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通
	<u>知書」のご提出をいただくとともに、当社に対し</u>

新	lB
***	て租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3
	項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当
	該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、
	住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法
	施行令第25条の13の8第20項により読み替
	えて準用する同令第25条の13第32項の規定
	に該当する場合には、氏名、生年月日および住
	所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で
	定める本人確認を受ける必要があります。ただ
	し、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因と
	なった未成年者口座において当該未成年者口座
	を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に
	既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃
	止した日から同日の属する年の9月30日まで
	の間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付され
	た未成年者口座開設届出書を受理することはで
	きません。なお、当社では別途税務署より交付を
	受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、
	当社にて保管いたします。
(削 除)	(2) 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、
	当社および他の証券会社もしくは金融機関に、
	「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未
	成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開
	設届出書」の提出をすることはできません。
お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用	(3) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の
を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第	適用を受けることをやめる場合には、租税特別措
37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座	置法第37条の14の2第20項に規定する「未
廃止届出書」の提出をしてください。	成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
(削 除)	(4) お客さまがその年の3月31日において18歳
	である年(以下、「基準年」といいます。)の前年
	<u>12月31日または2023年12月31日のいず</u>
	れか早い日までに、当社に対して「未成年者口座
	廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措
	置法第37条の14の2第20項の規定により「未
	成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみな
	された場合(災害、疾病その他の租税特別措置法
	施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむ
	を得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)
	による移管または返還で、当該未成年者口座およ
	び課税未成年者口座に記載もしくは記録もしく
	は保管の委託または預入れもしくは預託がされ
	ている上場株式等および金銭その他の資産の全
	てについて行うもの(以下、「災害等による返還
	等」といいます。)が生じた場合を除きます。)に
	は、未成年者口座を設定したときから当該未成年
	者口座が廃止される日までの間にお客さまが非
	課税で受領した配当等および譲渡所得等につい
(光川 1100人)	て課税されます。 (5) 光さが「土は矢孝の麻廃止民川孝」(お客さまが
<u>(削 除)</u>	(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまが
	その年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月
	30 日または 2023 年 9 月 30 日のいずれか早
	い日までに提出がされたものに限り、お客さまが
	1月1日において17歳である年に提出され、

第3条 (継続管理勘定の設定)

(削 除)

(削 除)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における 処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられたくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託

かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024 年から 2028 年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。) の1月1日に設けられます。

|第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における | 処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への 記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もし くは記録または保管の委託に係る口座に設けられた 非課税管理勘定または継続管理勘定において処理い たします。 新

<u>に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。</u>または継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) (現行どおり)

① (現行どおり)イ~ロ (現行どおり)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ (現行どおり)(2) (現行どおり)

第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは 記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客さ</u> まがその年の3月31日において18歳である年(以 下「基準年」といいます。) の前年12月31日まで は、次に定める取扱いとなります。

① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得な い事由による移管または返還で、当該未成年者 口座および課税未成年者口座に記載もしく 記録もしくは保管の委託または預入れもしく は預託がされている上場株式等および金銭そ の他の資産の全てについて行うもの(以下「災 <u> 害等による返還等」といいます。)</u>および当該 未成年者口座に設けられた非課税管理勘定ま たは継続管理勘定に係る上場株式等の金融商 品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品 取引所への上場が廃止されたことその他これ に類するものとして租税特別措置法施行規則 第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以 下、「上場等廃止事由」といいます。)による未 成年者口座からの払出しによる移管または返 還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座 から他の保管口座で当該未成年者口座と同時 に設けられた課税未成年者口座以外のものへ の移管または当該上場株式等に係る有価証券 のお客さまへの返還を行わないこと

②~③ (現行どおり)

第12条 (出国時の取扱い)

(1)~(2) (現行どおり)

(3) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) (省略)

① (省略) イ~ロ (省略)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

 ③
 (省略)

 (2)
 (省略)

第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは 記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年</u> の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなり ます。

① <u>災害等による返還等</u>および当該未成年者口座 に設けられた非課税管理勘定または継続等 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所へのも 場が廃止されたことその他これに類するも として租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等の 止事由」といいます。)による未成年者口座から の払出しによる移管または返還を除き、当該 上場株式等の当該未成年者口座から他の保管 口座で当該未成年者口座と同時に設けられた 課税未成年者口座以外のものへの移管または 当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへ の返還を行わないこと

2~3 (省略)

第12条 (出国時の取扱い)

(1)~(2) (省略)

(3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第

25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「</u>未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

①~② (現行どおり)

③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第25条 (課税未成年者口座取引である旨の明示)

(1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

(2) (現行どおり)

第27条 (非課税口座のみなし開設)

(1) (現行どおり)

(2) 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第28条 (本契約の解除)

IΗ

25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

①~② (省略)

③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等<u>事由</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第25条 (<u>未成年者口座取引または</u>課税未成年者口座 取引である旨の明示)

(1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を表成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

(2) (省略)

第27条 (非課税口座のみなし開設)

(1) (省略)

(2) 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37 条の14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書<u>をいいます。</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約<u>をいいます。</u>)が締結されたものとみなします。

第28条 (本契約の解除)

①~③ (現行どおり)

- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 12 条(1) の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

①~③ (省略)

- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 12 条の 出国移管依頼書を提出して出国したが、その年 の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である 年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届 出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の 前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日